

08 文部科学省 非予算(構造改革特区・地域再生 検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の種類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
0820050	公立大学法人の業務範囲の拡大(附属中学校の設置・運営)	学校教育法第2条、同附則第5条 地方独立行政法人法第21条、第70条	地方独立行政法人法第21条、第70条により、公立大学法人は大学又は大学及び高等専門学校の際及び管理を行うことそれに限る業務以外の業務を行うことがないこととされており、初等中等教育段階の公立学校設置ではない。		公立大学法人が、大学及び高等専門学校以外の学校(附属中学校及び中等校)の設置及び管理ができるよう、公立大学法人の業務範囲を拡大する。	<p>(提案内容) 現在、兵庫県立大学では平成25年度を自覚に公立大学法人への移行について検討を進めているが、公立大学法人は限りの地方独立行政法人法では、附属中学校設置及び閉学することはできない。公立大学法人移行後も、これまでと同様の中高一貫教育を実施するため、公立大学法人による附属中学校の設置・運営を目指す。</p> <p>(提案理由) 経緯には、大塚放射光施設Spring-8、X線自由電子レーザー、変調コンプレクサ「夏」等の世界最先端の研究施設、研究機関が立ち立し、これらを活用するために産学官が連携した人材や企業家の科学技術を行う人材である青少年の育成を推進している。 ・高規格大学においても、これら先端施設を活用する連携型公明塾やポータルランドに理学部や工学部研究科を設置し、先端的・独創的な研究の推進と地域や国際社会で活躍できる人材の育成を目指してきた。 ・加えて、昨今の少子化の進展や学歴離れの傾向もあり、大学のみの教育では限界があることから、附属中学校及び高校(以下、「附属中高」という。)を開設し、大学のインシニアナにより長期間のメンター制度を実施、附属中学校からの一貫教育により、将来の科学技術を行う人材の育成に力を入れたい。 ・高校に在籍する生徒が研究施設を活用し成果を上げていくためには、それを必要とする人材の育成が不可欠であり、大学のインシニアナのもとに科学技術について少年期から取り組む中高一貫教育が今後必要と考えられるため、地方独立行政法人法等の改正又は弾力化の導入を求める。</p>	F	1		現在、当該中学校及び高等学校は教育委員会の所管となっており、これを公立大学法人の附属学校として運営を行うためには、教育委員会制の趣旨である中立性、無党派性、安定性の観点から、義務教育の所管責任との関係、建設費等の地域特性との関係など、多岐にわたる課題があり、これらについて、検討を行ってまいりたい。				兵庫県 兵庫県 文部科学省
0820060	公立大学法人(地方独立行政法人)の研究成長を事業化する際の企業への出資の規制緩和	地方独立行政法人法第21条、70条	公立大学法人の行う業務は大学又は大学及び高等専門学校設置及び管理並びにこれらに附帯する業務に限定されている。		公立大学法人(地方独立行政法人)の出資について、教育研究の更なる活性化を図り、大学の研究活動の活性化を促進するため、大学の研究成長を事業化する企業に対し、設立団体が認める場合は、出資可能とする。	<p>①現状 大阪府立大学では、企業への技術移転等により教育研究の成果の社会還元を図っている。 ②問題点 法人が事業実施企業に対し出資することができず、技術移転による教育研究の活性化が図られていない。 そもそも、公立大学法人は「学術と研究の創生を目的とし、大学より競争的、自律的な環境に置き教育研究の活性化を図る旨から制度設計した」と理念で述べられており、運用に係る厳格な規制は設立団体が指定し教育研究の成果を確保する一方、自己資源の活用も認めた点も企業活動により優れた教育を行うために必要とされている。 しかし、企業については、私立大学のほか国立大学も一定認められているが、公立大学は、過去に附立大学が技術開発に関するガバナンスの脆弱性を事業実施企業に出資できないというデメリットが国立大学の教育研究の更なる活性化を図ることができず、現在も、現状が踏襲されている等の事実がある。 ③提案 技術移転の際、大学法人から事業実施企業への出資を、当該大学法人の設立団体が認める場合は可能とする。 ④効果 出資については設立団体が行うことは可能だが、法人自らが出資を行うことで、教育研究一事業移転一収益という循環サイクルを確立し、教育研究を活性化させる独自財源を確保することが出来る。 また、国の新成長戦略で産学連携により大学等の研究成果を地域の活性化につなげる取組を推進とされているが、研究成長の活用には、大学法人自らの財源につながる出資を可能とすることで、インセンティブを働かせることが有効である。</p>	C	-		公立大学の研究成果を地域の活性化につなげていく取組については、技術供与・共同研究・閉学等の手段により取組でも可能である。また、公立大学法人が事業実施企業へ出資出資することは認められているが、設立主体である地方公共団体が出資することができるところ、提案の趣旨は実現可能であると考える。ただし、公立大学法人員を出資しないければ教育活動の推進の妨げにならないような具体的な事項があれば、その内容をお聞きし上で、再度検討させていただきます。				大阪府 大阪府 文部科学省
0820070	公立大学法人(地方独立行政法人)が施設整備を行う際の長期借入規制の緩和	地方独立行政法人法第41条	地方独立行政法人は、長期借入金及び借換実行することができない。ただし、設立団体の長期借入金については、この限りでない。		公立大学法人(地方独立行政法人)の長期借入れについて、施設整備に係る資金需要の平準化を図り、長期借入れによる借換を行う法人自身より、柔軟に当該施設で教育研究を行う法人自身による長期借入れの活用を図ることが出来る。また、施設整備に際し、設立団体認める場合は可能とする。	<p>①現状 公立大学法人は長期借入できないため、施設整備の資金需要平準化のため、設立団体が設備等により施設を整備し法人に出資する。 ②問題点 効率的、効果的な整備を行う観点から、民間のノウハウを活用し法人自ら整備することが望ましく、大阪府立大学では法人に代わり長期借入の主体となる特別自治体(SFC)を設立し、資金需要を平準化している。しかし、SFCは各整備事業ごとに必要で、法人設立に係る事務コストがかかる等課題があり、学生・教職員等の遵守等の影響を懸念して行われていない。 公立大学法人については「学術と研究の創生を目的とし、大学より競争的、自律的な環境に置き教育研究の活性化を図る旨から制度設計した」と理念で述べられている。しかし、長期借入金については、私立大学のように、国立大学でも土地の取得、施設等の設備の整備の目的の一部は認められ、公立大学法人は全く認められておらず、教育研究を活性化させるための施設整備を行うことが出来ない。 なお、国立大学法人の長期借入の対象は国会決議次大であり、当初、附属機関設置及び大学等転換事業のみであったが、令和19年12月に国立大学法等改正等関連法案の制定及び国会議決案の採決を支援するため、土地の取得、施設等の設備等を追加する改正が行われている。 ③提案 施設整備に際し、公立大学法人の長期借入を、当該大学法人の設立団体が認める場合は可能とする。 ④効果 施設整備につき長期借入ができれば、法人自身による柔軟な施設整備と資金需要の平準化につなぐコスト削減や低コスト化が図られ、必要な研究環境の整備促進により、研究の一層の活性化や安全確保が図れる。</p>	C	-		現在でも、公立大学法人の施設整備について、その設立団体からの長期借入により行うことが可能であるが、設備整備の健全性を確保する観点から民間の金融機関からの長期借入れを行うことはできない。				大阪府 大阪府 文部科学省
0820080	取得済特許権利用の経済活性化事業	(学校施設の利用について) 学校教育法第137条、学校施設の確保に関する政令第3条、地方自治法第238条の4第7項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項	(学校施設の利用について) 学校の施設は、学校教育上支障のない限り、社会教育その他公共のために利用させることができることとしている。		現在、専学専攻に依る能力の不足、業日本国の現状、大学経済危機等の課題が顕在化している観点から、政府には財源がない。此の現状に対しては社会情勢の転換を促し、個人・法人等に対しては、取得済特許権も活用可能な期間を延長する観点から、特許法改正、特許法改正の採決を支援するため、土地の取得、施設等の設備等を追加する改正が行われている。 ③提案 施設整備に際し、公立大学法人の長期借入を、当該大学法人の設立団体が認める場合は可能とする。 ④効果 施設整備につき長期借入ができれば、法人自身による柔軟な施設整備と資金需要の平準化につなぐコスト削減や低コスト化が図られ、必要な研究環境の整備促進により、研究の一層の活性化や安全確保が図れる。	<p>全国に点在建設済みの小・中・高・大学校数は総数約188校である。各校の建物や設備に太陽光発電パネルを設置することによって、約400万kwの電力を得ることが可能であると推定される。(一枚あたり100kwとして計算)これらの工事費は販売費使用とされ、回収可能と見込める。また、太陽光発電には省エネ効果も期待できる。また、現在に於いては社会情勢の転換を促し、個人・法人等に対しては、取得済特許権も活用可能な期間を延長する観点から、特許法改正、特許法改正の採決を支援するため、土地の取得、施設等の設備等を追加する改正が行われている。 ③提案 施設整備に際し、公立大学法人の長期借入を、当該大学法人の設立団体が認める場合は可能とする。 ④効果 施設整備につき長期借入ができれば、法人自身による柔軟な施設整備と資金需要の平準化につなぐコスト削減や低コスト化が図られ、必要な研究環境の整備促進により、研究の一層の活性化や安全確保が図れる。</p>	D	-		学校の施設は、学校教育上支障のない限り公共のために利用させることができ、その判断は、各学校を設置する設置者が行うこととしている。				福井県工業会議、南市 福井県 文部科学省 国土交通省